

● 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付自技第193号）の一部改正について 新旧対照表
 制 定 平成9年9月19日付 自 技 第193号
 最終改正 令和5年3月31日付 国自技環第205号

改 正 後	改 正 前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語</p> <p>この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）、保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(26) 略</p> <p>(27) 「港湾施設である道路」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第4号（同条第6項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。）に掲げる「臨港交通施設」である道路をいう。</p> <p>第3 基準緩和を申請することができる自動車</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p>(25) 港湾施設である道路のみにおいて使用される自動車であって、分割可能な輸送物品を大量に輸送することができる構造を有する自動車</p> <p>(26) 前各号に掲げるほか、構造又は使用の態様が特殊であることにより、保安基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語</p> <p>この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）、保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(26) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3 基準緩和を申請することができる自動車</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(25) 前各号に掲げるほか、構造又は使用の態様が特殊であることにより、保安基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由</p>

があると判断される自動車

第4～第6 (略)

第7 条件、期限及び制限の付与

1 (略)

2 地方運輸局長は、第3第25号の自動車及び第6第2項の自動車について、保安基準第4条（車両総重量）及び第4条の2（軸重等）のいずれもの規定に係る基準緩和の認定を行う場合には、次の各号により期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

(1)、(2) (略)

3～4 (略)

5 地方運輸局長は、第18の規定に基づき第3第21号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すとともに、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 連結車両の前方及び後方等への警戒車両の配置並びに当該自動車の後方への運行速度の表示

(5) (略)

6～7 (略)

第8 基準緩和の認定等

1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第21、第22又は第23の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請

があると判断される自動車

第4～第6 (略)

第7 条件、期限及び制限の付与

1 (略)

2 地方運輸局長は、第6第2項の自動車について、保安基準第4条（車両総重量）及び第4条の2（軸重等）のいずれもの規定に係る基準緩和の認定を行う場合には、次の各号により期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

(1)、(2) (略)

3～4 (略)

5 地方運輸局長は、第18の規定に基づき第3第21号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すとともに、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 連結車両の前方及び後方への警戒車両の配置並びに当該自動車の後方への運行速度の表示

(5) (略)

6～7 (略)

第8 基準緩和の認定等

1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第21又は第22の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請

書を申請者に交付するものとする。

2～3 (略)

4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第21又は第23の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合、申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合、別途定める処分等要領による申請者の累積違反点数が55点以上の場合又は第4第3項に該当する処分を受けた申請者の場合は保安基準第55条第7項に該当するものとして基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

5 地方運輸局長は、第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和の認定の申請に基づき、第1項の規定により基準緩和認定書を申請者に交付する際、申請者に対し、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、自動車検査証に基準緩和の認定に付された期限を記録する手続を速やかに行わなければならない旨、指示するものとする。

第9 繼続緩和の認定

1～2 (略)

3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第6第2項の自動車にあっては、第6（第2項を除く。）の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して

者に交付するものとする。

2～3 (略)

4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第21又は第22の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合、申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合、別途定める処分等要領による申請者の累積違反点数が55点以上の場合又は第4第3項に該当する処分を受けた申請者の場合は保安基準第55条第7項に該当するものとして基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

5 地方運輸局長は、第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和の認定の申請に基づき、第1項の規定により基準緩和認定書を申請者に交付する際、申請者に対し、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、自動車検査証備考欄に基準緩和の認定に付された期限を記載する手続を速やかに行わなければならない旨、指示するものとする。

第9 繼続緩和の認定

1～2 (略)

3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第6第2項の自動車にあっては、第6（第2項を除く。）の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して

使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

また、第3第25号の自動車にあっては、本項に準じて審査するものとする。

この場合において、第6第3項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第9第3項第1号」と読み替えるものとする。

(1)～(3) (略)

4 (略)

5 継続緩和の認定を受けようとする自動車が自動車検査証に付された緩和の期限内に第24第1項に基づく行政処分等を受けておらず、かつ、当該自動車の使用の本拠を置く営業所等が全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定（以下「安全性優良事業所認定」という。）を受けているとして申請があった場合の基準緩和の条件及び制限並びに期限については、前項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限の他、「安全性優良事業所認定を有しなくなったときは遅滞なく新たな基準緩和の認定の申請を行うこと。」との条件を付し、期限は付さないものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を付すことができる。

6 第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第21、第22又は第23」とあるのは「第9第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

7 地方運輸局長は、前項の規定により、基準緩和認定書を申請者に交付する際、申請者に対し、当該基準緩和自動車の自動車検査証備考欄に記載又は記録されている基準緩和の認定に付された期限について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、速やかに

使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

この場合において、第6第3項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第9第3項第1号」と読み替えるものとする。

(1)～(3) (略)

4 (略)

5 継続緩和の認定を受けようとする自動車が自動車検査証に付された緩和の期限内に第23第1項に基づく行政処分等を受けておらず、かつ、当該自動車の使用の本拠を置く営業所等が全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定（以下「安全性優良事業所認定」という。）を受けているとして申請があった場合の基準緩和の条件及び制限並びに期限については、前項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限の他、「安全性優良事業所認定を有しなくなったときは遅滞なく新たな基準緩和の認定の申請を行うこと。」との条件を付し、期限は付さないものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を付すことができる。

6 第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第21又は第22」とあるのは「第9第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

7 地方運輸局長は、前項の規定により、基準緩和認定書を申請者に交付する際、申請者に対し、当該基準緩和自動車の自動車検査証備考欄に記載されている基準緩和の認定に付された期限について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、速やかに当該期限

当該期限を変更する手続きを行わなければならない旨、指示するものとする。

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

1～5 (略)

6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等に限る。）及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第24第2項の規定に基づき取消を受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

7～11 (略)

第11～第22 (略)

第23 港湾施設である道路のみにおいて使用される自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第25号に規定する自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の使用、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1) 保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項

(2) 港湾管理者からの特殊車両通行許可（承認等）を受けることが確実であること

(3) その運行に関し、地方公共団体、港湾管理者、運行の区域を管轄する警察署その他の関係者と調整した方法により、交通の安全と円滑を図るために措置を講ずること

を変更する手続きを行わなければならない旨、指示するものとする。

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

1～5 (略)

6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等に限る。）及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第23第2項の規定に基づき取消を受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

7～11 (略)

第11～第22 (略)

(新設)

(4) 輸送しようとする物品の重量

(5) 当該物品の輸送経路及び運行経路

(6) その他必要事項

2 地方運輸局長は、前項の審査に当たって、港湾管理者に対し、第6号様式の特殊車両通行許可確認書により連絡し、第7号様式の特殊車両通行許可確認書（回答）に準ずる様式により確認するものとする。ただし、その他の方法により前項第2号の確認ができる場合は、この限りではないものとする。

3 地方運輸局長は、前2項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界を超えない範囲で最大積載量を定めるとともに、同最大積載量と車両重量及び定員重量の合計として基準緩和車両総重量を定めるものとする。

第24 行政処分等

1～4 (略)

附則（令和5年3月31日国自技環第205号）

（適用時期）

1 この要領は令和5年3月31日以降の基準緩和認定の申請から適用する。

第23 行政処分等

1～4 (略)

（新設）